

総合評価

受診施設名	社会福祉法人京都社会福祉協会 山階保育園	施設 種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 4年 11月 1日

総 評	<p>山階保育園は、昭和48年に山科団地建設と同時に公設民営で設立され(定員60名)、昭和51年に定員を120名に増設、産休明け保育・統合保育・特例保育等先駆けた取組を進めてきました。平成13年に運営母体が社会福祉法人京都社会福祉協会に移り、平成18年4月に「山階保育園」に名称変更して現在に至ります。</p> <p>保育理念「ともに育ち合う」、保育目標「心の根っこを育てる」、保育方針「ひとりひとりの思いを大切に作る保育」を掲げ、子どもが将来に夢を持ち、その幸せに向かって歩み、将来、社会の一員として生活できるよう援助し、現在を最もよく生き、未来を切り開く力を培う保育を実践できるよう、子どもが主体となる環境を整え、3歳以上児の縦割り保育を行ったりしています。</p> <p>京都市内で保育園22園、児童館17館を運営する法人のスケールメリットを生かし、経営・運営のマネジメントを行うことで、保育の質の向上と人材育成を組織的に実践しています。</p>
特に良かった点 (※)	<p>《理念、基本方針が確立・周知》</p> <ul style="list-style-type: none"> リーフレット「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」には、子どものウェルビーイングとその権利を尊重する基本姿勢について、子どもの権利条約を引用しつつ、4つの大項目に分類し、21の理想とする職員像を示しています。更にリーフレット「私たちが目指す保育」には、子育て・保育を取り巻く国や地域の状況、保育目標、保育方法、保育計画と評価、子どもの健康と安全、保護者支援、職員資質向上の7つの項目に関するビジョンを明文化しています。 <p>《人材の確保・育成》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保育園職員の施設間異動方針」に法人独自の基準を定めて職員へ周知され、毎月の職員会議や、年2回(5～6月と11月)行う職員ヒヤリングで出た職員の意見に加え、勤務態度・協調性・リーダーシップ等の主任評価と、総合的な園長評価を加えて管理しています。 <p>《環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開》</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境や関わりについては、子どもの発達に応じて生活を自分でできるように写真やイラストで手順や注意喚起事項を掲示するなど配慮しています。また、子どもの自分でやろうとする気持ちを大切に、穏やかな言葉かけを心がけるよう研修しています。
特に改善が 望まれる点(※)	<p>《中・長期計画の策定》</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備、事務、職員採用・育成などの事業計画を作成しています。今後、それらを総合的に踏まえた中・長期計画(3～5年の事業及び収支計画)を策定されるとなお良いでしょう。 <p>《全体的な計画の編成》</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1～2回行う小学校・児童館・自治連合会と合同の「学区ネットワーク会議」、年2回行う「自治区福祉推進委員会」、年2回行う「人材育成委員会のブロック会議」等で小学校接続や地域の実態について意見交流する機会を設け、社会福祉全体の課題や地域のニーズを把握しています。今後、既存の保育課程に、地域の実態、子どもと家庭の状況、保育時間等を追加し、全体的な計画として編成されるとなお良いでしょう。 <p>《リスクマネジメント体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人園長会と事務局で「リスクマネジメント委員会」を組織し「事故管理マニュアル」の作成・見直しを実施しています。また、事故発生時に「傷害報告」を用いて全職員で共有し、再発防止の検討を実施しています。今後、定期的な安全管理点検やヒヤリハットの事例収集等を行われるとなお良いでしょう。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人 京都社会福祉協会 山階保育園
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会
訪問調査日	令和4年11月1日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a
[自由記述欄]					
<p>1: 理念・基本方針については、「ともに育ち合う」という理念の基に、保育目標・保育方針・保育内容・目指す子ども像を明文化し、パンフレットやしおり、ホームページで利用者や社会へ発信しています。</p> <p>また、職員への周知・研修として、リーフレット「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」を策定し、子どものウェルビーイングとその権利を尊重する基本姿勢について、子どもの権利条約を引用しつつ、4つの大項目に分類し、21の理想とする職員像を示しています。更に、リーフレット「私たちが目指す保育」には、子育て・保育を取り巻く国や地域の状況、保育目標、保育方法、保育計画と評価、子どもの健康と安全、保護者支援、職員資質向上の7つの項目に関するビジョンを明文化しています。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	b
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a
[自由記述欄]					
<p>2: 環境と経営状況の把握分析については、年1~2回の小学校・児童館・自治連合会と合同の「学区ネットワーク会議」、年2回の「自治区福祉推進委員会」、年2回の法人の人材育成委員会のブロック会議、毎月の法人園長会(京都市内に22園運営)に出席し、情報を把握しています。今後それらのデータを活用し、経営分析を行うとなお良いでしょう。</p> <p>3: 経営課題の明確化については、京都市内各区で運営する法人各園(22園)の財務、設備、職員体制等を比較検証することで経営課題の分析を行い、理事会、園長・事務局との意見交流を経て毎年5月に事業計画を作成する仕組みを構築しています。また、毎年、専門家(公認会計士と福祉職経験者)による経理及び運営の監査を実施しています。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	c
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	c
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	b
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	b
[自由記述欄]					
<p>4・5: 中・長期計画については、施設整備、事務、職員採用・育成などの事業計画を作成しています。今後、それらを総合的に踏まえた中・長期計画(3~5年の事業及び収支計画)を策定されるとなお良いでしょう。</p> <p>6: 事業計画の策定と評価については、毎年5月に実施され、運営の基本方針、職員配置の状況、年度の方針、施設整備、危機管理体制、利用者サービスの質向上、人材育成、地域連携の8項目で編成されています。毎月の職員会議や、年2回(5~6月と11月)の職員ヒヤリングの意見に、勤務態度・協調性・リーダーシップ等の主任評価と、総合的な園長評価を加えて管理しています。今後、これらの評価を事業計画の見直しに反映される仕組みを構築されるとなお良いでしょう。</p> <p>7: 事業計画の保護者周知については、園のパンフレットや毎月のおたよりで実施しています。また、園内のウォールポケットでいつでも閲覧できるようにしたり、工事や行事の予定についてはメールや文書掲示で知らせています。今後、保護者に直接説明するための機会について工夫されるとなお良いでしょう。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	b
[自由記述欄]					
<p>8: 保育の質の向上に向けた取組については、理念に基づく保育を実践するために、「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」「私たちが目指す保育」(通番1参照)を法人で作成して職員研修を行うと共に、年1回5月、法人独自で作成した「業務監査チェックシート」(人事管理6項目・施設管理6項目と自由記述)を用いて自己評価と業務監査(通番3参照)を実施しています。</p> <p>9: 評価結果に基づく課題改善については、月1回実施される園長会にて共有し、月1回の職員会議で周知・研修と情報収集を行っています。今後、それら周知と改善・計画見直しの記録を整備されるとなお良いでしょう。</p>					

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任と リーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10：施設長の役割と責任については、「組織規程」「施設長等就業規則」「施設運営管理規則」等で明文化され、「危機管理マニュアル」において不在時の権限委任についても謳われています。

11：法令遵守については、年1回コンプライアンス研修(今年は10月実施)を実施するとともに、「保育園職員就業規則」「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス規程」等の規程類に明文化されています。

12：保育の質向上のための指導力については、毎月の職員会議で保育内容や保護者支援の振り返りについてのケースカンファレンスを行い現状把握と指導を行っています。また、職員の資質向上へ向けて、年2回の職員ヒヤリング(通番6参照)、キャリアアップ研修受講の奨励等の組織的な取組を実践しています。

13：経営の改善や業務の実行性を高める取組については、法人全体のスケールメリットを生かし、毎月の法人園長会(通番2参照)において各園長が4種類の委員会活動(人材育成、人材確保、リスクマネジメント、施設経営)を分担して実施し、各園の職員会議で職員へ情報提供を行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・ 育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14：福祉人材の確保・定着については、法人のスケールメリット(通番13参照)を生かし、年齢構成や働き方のバランス、職員の希望を考慮した年1回の人事異動を実施しています(原則同一施設初回15年、以降6年)。また、毎月実施される人材確保委員会において、園児数及び配置基準を踏まえた検討が行われ、急な退職者が出た場合も契約職員を確保できるようにしています。

15：総合的な人事管理については、法人で作成した「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」(通番1参照)に期待する職員像を明文化しています。また、人材育成の仕組みづくりを目的に作成された「保育園職員の施設間異動方針」に法人独自の基準を定め職員へ周知され、意向調査として年2回の職員ヒヤリング(通番6参照)を実施しています。

16：働きやすい職場づくりについては、年2回の職員ヒヤリング(通番6参照)において聴き取りを行うとともに、随時相談できるようハラスメント相談窓口(副主任)を設置しています。ワークライフバランス向上の取組として、夏季休暇(6~9月5日間)、20年勤務職員へのリフレッシュ休暇(3日間)等法人独自の制度を設けたり、有給消化の促進・育休取得率の維持向上、子どもの看護休暇の適用範囲を広げるなどの対策を実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	b
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	b

[自由記述欄]

17:職員一人一人の教育・研修機会については、キャリアパス研修(外部研修)受講を奨励し、希望する研修を選んで受講できる仕組みを構築しています。また、毎月「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」(通番1参照)に基づく保育の振り返り(ディスカッション)を実施しています。更に、2か月に1回実施する副主任が担当する「実技・造形研修」や年4回講師を招いて実施する園内研修を実施しています。

18: 職員の教育・研修に関する基本方針や計画については、「保育方針」「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」(通番1参照)に期待する職員像を示して全職員に配布しています。また、職員ヒヤリング(通番6参照)で年間の仕事目標やその自己評価を実施し、主任や園長がアドバイスをする機会を設けています。更に、外部研修を受講をした職員が必ず伝達研修(口頭・書面)を行う仕組みも構築しています。今後、教育研修計画の定期的な評価振り返りが行われるとなお良いでしょう。

19: 職員一人一人の教育・研修機会の確保については、人事データにキャリアパス研修受講履歴を含めて法人で管理し、全員が年1回以上受講できるようにしています。研修受講に当たっては書面で回覧し、希望する研修を申し込める仕組みをつくっています。

20: 実習生等への研修・育成体制については、「実習生受け入れマニュアル」を整備し積極的に受け入れを行っています(令和4年度受け入れ1校)。今後、指導者に対する研修を実施されるとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

[自由記述欄]

21:運営の透明性の確保については、ホームページを活用し、理念・基本方針・事業報告・決算報告を行っています。また、「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」や「私たちが目指す保育」(通番1参照)も情報公開しています。また、同じ書面を玄関に置いて閲覧できるようにしています。

22: 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、51種の規程類を整備した「規程集」を職員がいつでも閲覧できるようにしています。また、行政による指導監査だけでなく、専門家(公認会計士と福祉職経験者)による経理及び事業の監査を実施しています。また、指摘事項については法人園長会で情報共有し、随時改善しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	b
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	b
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	b

[自由記述欄]

23:子どもと地域との交流を広げるための取組について、月1回行われている「出前保育」は、地域の公園に保育士を派遣し、絵本の読み聞かせや体操を実施しています。機関誌「やましなっこだより」へ掲載するとともに、園のホームページや「京都市はぐくみウェブサイト」でも情報発信をしています。

24:ボランティア等の受け入れについては、ボランティアや学生のチャレンジ体験等の受け入れを実施しています。今後、受け入れ姿勢や事前説明が記載されたマニュアルを整備するとなお良いでしょう。

25:関係機関との連携については、年1~2回実施の「学区ネットワーク会議」(通番2参照)に園長・主任が参加し、月1回の会議で職員へ周知しています。また、児童虐待が疑わしい場合や家庭支援が必要なケースについては、京都市の担当課、児童相談所と迅速に連携しています。また、園の入口に、地域で行われるイベントなどのパンフレットが提示され、誰でも気軽に知ることができる工夫をしています。

26:地域の福祉向上について、月1回「出前保育」(通番23参照)を実施しています。今後、保育の専門性を活かした講演・研修会の開催や、災害時の地域における役割の確認をされるとなお良いでしょう。

27:地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動については、毎朝・夕に園長とスタッフが門の前に立つことで、地域の方々とのコミュニケーションの機会にしています。また、就園の見学・相談も随時受け付けています。今後、地域の福祉ニーズの記録を行い、活動の振り返りや計画につながる工夫をされるとなお良いでしょう。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	b
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b

[自由記述欄]

28:子どもを尊重した保育については、理念・基本方針に加えて「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」「私たちが目指す保育」(通番1参照)や「保育園職員就業規則」等に明文化され、それらを活用した保育の振り返りや職員のディスカッションを毎月1回の会議で実施しています。また、人権をテーマにした外部研修にも参加しています。

29:子どものプライバシー保護については、「個人情報保護規程」「情報公開規程」に明文化され、入園の際、保護者に「個人情報に関する同意書」をとった上で、写真等の管理がなされています。

30:利用希望者に対する保育所選択に必要な情報提供については、随時行われる園見学で、園の理念・方針・園の特徴が分かるパンフレットを配布して説明しています。また、ホームページでも毎月の園だより・給食室だよりを更新し、園の情報を提供しています。

31:保育の開始・変更については、重要事項説明書、入園のしおり、個人援助記録等で統一した書類を活用して実施しています。今後、配慮の必要な保護者への説明についてルール化し、説明・運用が図られるとなお良いでしょう。

32:保育所等の変更にあたっての保育の継続性への配慮については、小学校への引継ぎはもちろん、年度途中の転園についても、保育所児童保育要録の送付を行っています。今後、保育が終了した後の相談方法や担当者を周知されるとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	b
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	b

[自由記述欄]

33:苦情解決の仕組みについては、「苦情解決実施要綱」に沿って対応し、日々のコミュニケーションを大切に対応しています。今後、匿名のアンケート実施等、保護者等が苦情を申し出やすい工夫をされるとなお良いでしょう。

34:保護者が相談や意見を述べやすい環境については、送迎時に園長やその他スタッフが門の前に立つことで、保護者のほとんどと直接顔を合わす機会があり、普段から話しやすい雰囲気となっています。また、子育て相談窓口についてホームページやパンフレットで発信しています。

35:相談や意見への組織的な対応については、「苦情解決実施要綱」で明文化しています。また、送迎時に保護者と直接やり取りできる体制を整えています。今後、匿名のアンケート等、意見を積極的に把握できる工夫をされるとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	b
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	b
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a
[自由記述欄]					
<p>36: リスクマネジメント体制については、法人園長会と事務局で「リスクマネジメント委員会」を組織し、「事故管理マニュアル」の作成・見直しを実施しています。また、事故発生時に「傷害報告」を用いて全職員で共有し、再発防止の検討をしています。今後、定期的な安全管理点検やヒヤリハットの事例収集等の整備を行うとなお良いでしょう。</p> <p>37: 感染症の予防や発生時の体制について市の対応方針や「危機管理マニュアル」に則り対応しています。今後、感染症発生時の保護者への情報提供の方法や、保育者がすぐに手洗い・消毒できる環境を整理され、予防対策を強化されるとなお良いでしょう。</p> <p>38: 災害時の対応については、発生時に保護者へメール連絡が届くシステムが導入されています。ハザードマップを確認してリスクを想定した避難計画の作成や、年1回近隣にある消防署や警察署と連携した避難訓練を実施しています。また、備蓄リストも作成し毎年点検しています。</p> <p>39: 不審者対応については、年1回警察との合同訓練を実施し、子どもへの教育、職員への研修機会にしています。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	b
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	b
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	b
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	b
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a
[自由記述欄]					
<p>40: 保育の標準的な実施方法については、「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」の実現に向けて、年2回(10月・3月)の総括等を踏まえ保育及び職員育成の振り返りを行っています。今後、標準的な実施方法についてのマニュアル(手順書)を広く実務的な範囲で整備していかれるとなお良いでしょう。</p> <p>41: 標準的な実施方法についての見直しについては、職員会議におけるグループディスカッションにより、保育の振り返りが行われており、課題解決に向けて取り組んでいます。今後、標準的な実施方法についての作成と見直しを定期的に行う仕組みを構築されるとなお良いでしょう。</p> <p>42: アセスメントにもとづく指導計画については、毎年3月の「総括会議」で行った保育の振り返りに基づき、年度始めの会議で「年間計画」を編成しています。また、毎週末の週日案の振り返り、毎月末の月間指導計画の振り返り、3か月に1回の「月案検討会」での振り返りなど、定期的にアセスメントを行う機会を設けています。今後、これらアセスメントの内容に基づき「全体的な計画」の策定と、各計画同士の整合性が確保されるとなお良いでしょう。</p> <p>43: 定期的な指導計画の評価・見直しについては、週末に週日案、月末に月間指導計画、3か月に1回の「月案検討会」、年2回の総括会議での年間指導計画の振り返り、評価・見直しが行なわれています。また、「年間食育計画」については、月1回の給食会議の振り返りの中で、職種を超えた組織的な編成がなされています。今後、全体的な計画の策定と、これら計画のPDCAの手順を整備されるとなお良いでしょう。</p> <p>44: 保育の実施状況の記録については、「発達チェックシート」を法人で作成し、記録の方法のマニュアルも作成しています。また、月1回実施される法人園長会議(通番2参照)において議論された必要な情報が、月1回の園の会議で的確に届く仕組みになっています。</p> <p>45: 記録の管理体制については、重要な書類は、すべて職員室の鍵のかかる場所に保管しています。また、パソコンやUSBの持ち出しは禁止されており、管理体制が整っています。</p>					

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	b
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46：全体的な計画については、年1～2回の小学校・児童館・自治連合会と合同の「学区ネットワーク会議」、年2回の「自治区福祉推進委員会」、年2回の人材育成委員会ブロック会議(通番2参照)等で小学校接続や地域の実態について意見交流する機会を設け社会福祉全体の課題や地域のニーズを把握しています。保育所保育指針の改定に伴い、既存の「保育課程」に、地域の実態、子どもと家庭の状況、保育時間等を追加し、「全体的な計画」として編成されるとな良いでしょう。

47：生活にふさわしい環境・援助については、子どもがくつろいだ雰囲気の中で過ごすことが出来るように家具やコーナーの配置について工夫をされています。

48：子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育については、職員は子ども一人一人に丁寧にかかり、優しい言葉がけを行えるよう「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」(通番1参照)を用いた研修を行っています。配慮の必要な子どもについてはリーダー会議で報告し情報の共有がなされています。

49：子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境や関わりについては、子どもがそれぞれの発達に応じて自分で生活する力をつけられるように写真やイラストで手順や注意喚起事項を掲示するなど配慮しています。急かすような言葉を使うのではなく子どもの自分でやろうとする気持ちを大切にしよう「子どもの権利を尊重するための私たちの保育」(通番1参照)を用いた研修をしています。

50：子どもが主体的に活動できる環境については、3～5歳児の縦割りクラスには、ままごと、折り紙、粘土、ブロック等、自由に遊べる玩具やコーナーを準備し、子どもが自ら選んで遊べる環境が整えられています。また、地域の祭り「山科ふれあい祭り」への参加により、地域とのかかわりを深めたり、高齢者施設の訪問など社会経験の機会が設けられたりしています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	b

[自由記述欄]

51：乳児保育については、子どもの発達に合わせて玩具の入れ替えをしています。園独自に離乳食の段階表を作成し、保護者との連携を図りながら離乳食を進める工夫をしています。

52：3歳未満児の保育については、職員配置数を国の基準より増やしてゆとりを持った保育をしています。それにより、子どもの自分でしようとする気持ちを大切に見守りながら、遊びの時間を十分に保障したり、散歩コースの工夫をしたりしています。

53：3歳以上児の保育については、異年齢保育を実践し、遊びのコーナーの充実を図り、子どもが自由に活動できるようにしています。また、問題解決場面では子どもたち自身で解決できるように配慮しています。今後、常設環境の振り返りや計画を指導計画に組み込み、保護者へ活動内容を発信する方法を検討されるとな良いでしょう。

54：障害のある子どもへの配慮については、専門機関と連携を取りながら個別指導計画を作成しています。日々の活動の中で必要な援助について、月1回の会議で検討しています。今後、クラスの指導計画との関連性を深められるとな良いでしょう。

55：長時間保育については、保育室の常設環境を工夫し、長時間保育の際も継続的な遊びが可能になっています。今後、長時間保育の指導計画などを作成し、保育内容や方法について職員間で検討されるとな良いでしょう。

56：小学校との連携については、年1～2回の小学校・児童館・自治連合会と合同の「学区ネットワーク会議」、年2回の「自治区福祉推進委員会」、年2回の「人材育成委員会のブロック会議」で、情報交換を実施すると共に、学校のお祭りに園児が参加したり、児童館の職員を講師に園内研修を行ったりして、保育内容の質に反映させています。今後、それらの仕組みが指導計画のどの部分に反映されているかを明確にすると共に、小学校との合同研修など連携を深めるとな良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	b
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	b
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、国や市のガイドライン・ハンドブックに基づき保育を行っています。今後、それらを活用し、園のマニュアルとして整備されるとなおいでしょう。乳幼児突然死症候群（SIDS）予防については、厚生労働省のガイドラインを参考に、睡眠時のうつ伏せ寝や窒息チェックは、0歳児は10分毎でなく5分毎に行うようにするとなおいでしょう。

58：健康診断・歯科健診については、定期的な検診の実施結果を参考にしながら、健康に関する絵本などを取り入れた保育を実施しています。

59：アレルギー疾患、慢性疾患等への配慮については、給食はアレルギーのある子どもに同じ食事を提供できるよう、園全体でアレルギー食材を使用しない献立を作成しています。今後、慢性疾患について、他の保護者への理解を図るための取組について検討されるとなおいでしょう。

60：食事を楽しむ工夫については、3歳以上児はランチルームで給食を食べ、調理員が配膳に参加すると共に、子どもたちに使用食材についての説明をしたり、食材を展示したりしています。

61：献立の作成・調理の工夫については、月1回の給食会議に園長・主任・保育士・調理員が参加し意見を出し合い、献立編成に参加しています。調理員は給食時間に子どもの様子を観察したり、言葉がけを行うなど直接関わる機会を日常的に設けています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	b
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	b

[自由記述欄]

62：家庭との連携については、乳児クラスと保護者が希望する幼児は「連絡帳」を使用して日々連携をとっています。また、年1回のクラス懇談及び個人懇談と運動会・発表会・作品展等を実施しています。その他に3歳未満児は年3回、3歳以上児は年1回実施される保護者参加で行われる「お楽しみデー」なども開催しています。今後は、保護者との連携の記録について基準を定め、職員が共通認識を図る仕組みを構築されるとなおいでしょう。

63：保護者への支援については、送迎時に園長やスタッフが門の前に立ち、保護者に言葉がけをしています。支援の必要な保護者へは個別対応を行い、随時相談を受けられるよう配慮しています。

64：虐待予防・対応については、児童相談所等と連携を取りながら対応しています。今後、マニュアルを整備して職員研修を行うとなおいでしょう。

65：保育実践の振り返りについては、年2回上半期、下半期に分けて実施される「総括会議」で、保育実践の振り返りを行っています。今後、全体的な計画を編成され、自己評価の仕組みを深められるとなおいでしょう。